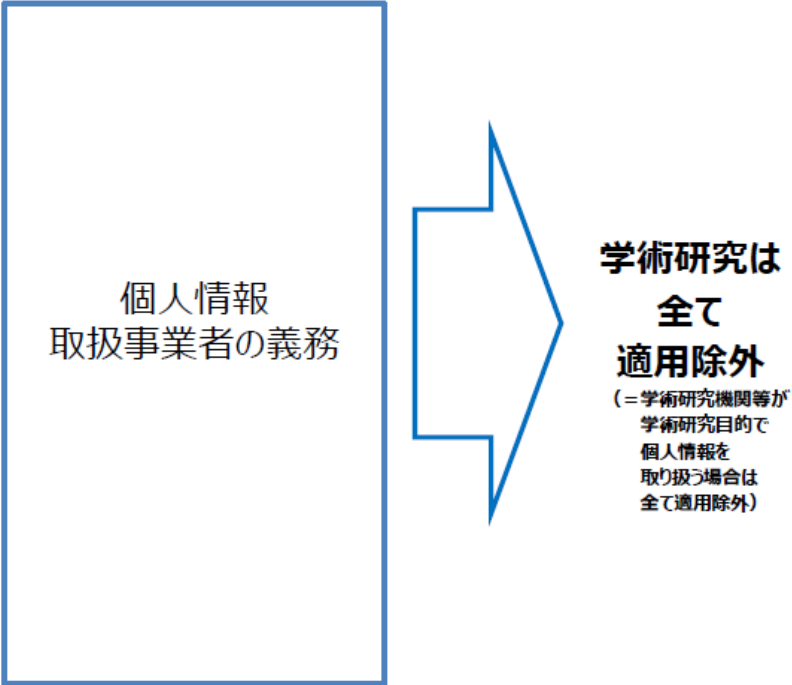


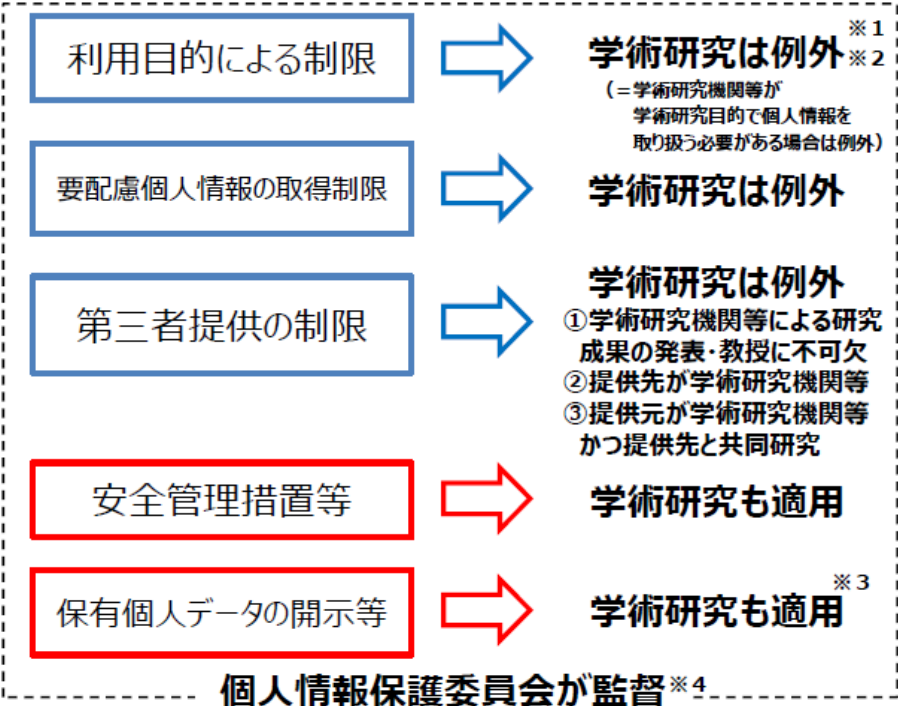
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても G D P Rに基づく十分性認定を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化する。**
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しないこととする。**また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】



【見直し後】



※1 学術研究機関等：大学（私立大学、国公立大学）、学会、国立研究開発法人 等（下線は今回追加されるもの）
※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり差止請求が認められるような場合）は、例外とならない
※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

OPEN ACCESS

IOP Publishing | Society for Radiological Protection

Journal of Radiological Protection

J. Radiol. Prot. 37 (2017) 623–634 (12pp)

<https://doi.org/10.1088/1361-6498/aa6094>

Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): II. Prediction of lifetime additional effective dose and evaluating the effect of decontamination on individual dose

Makoto Miyazaki^{1,3} and Ryugo Hayano²¹ Department of Radiation Health Management, Fukushima Medical University, Fukushima 960-1295, Japan² Department of Physics, The University of Tokyo, Tokyo 113-0033, JapanE-mail: m-miya@fmu.ac.jp

Received 8 January 2017, revised 13 February 2017

Accepted for publication 15 February 2017

Published 6 July 2017



CrossMark

Abstract

In the first paper of this series, we showed that the ratio c of individual dose to ambient dose did not change with time in Date City, Fukushima Prefecture, after the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant accident. The purpose of the present paper, the second in a series, is to estimate the lifetime doses of the Date City residents, based on continuous glass badge monitoring data, extrapolated by means of the ambient-dose-rate reduction function obtained from the airborne monitoring data. As a result, we found that the external exposure contribution to the mean additional lifetime dose of residents living in Date City is not expected to exceed 18 mSv. In addition, effects of decontamination on the reduction of individual doses were not evident. This method of combining individual doses and the ambient doses, as developed in this study, has made it possible to predict with reasonable certainty the lifetime

³ Author to whom any correspondence should be addressed.



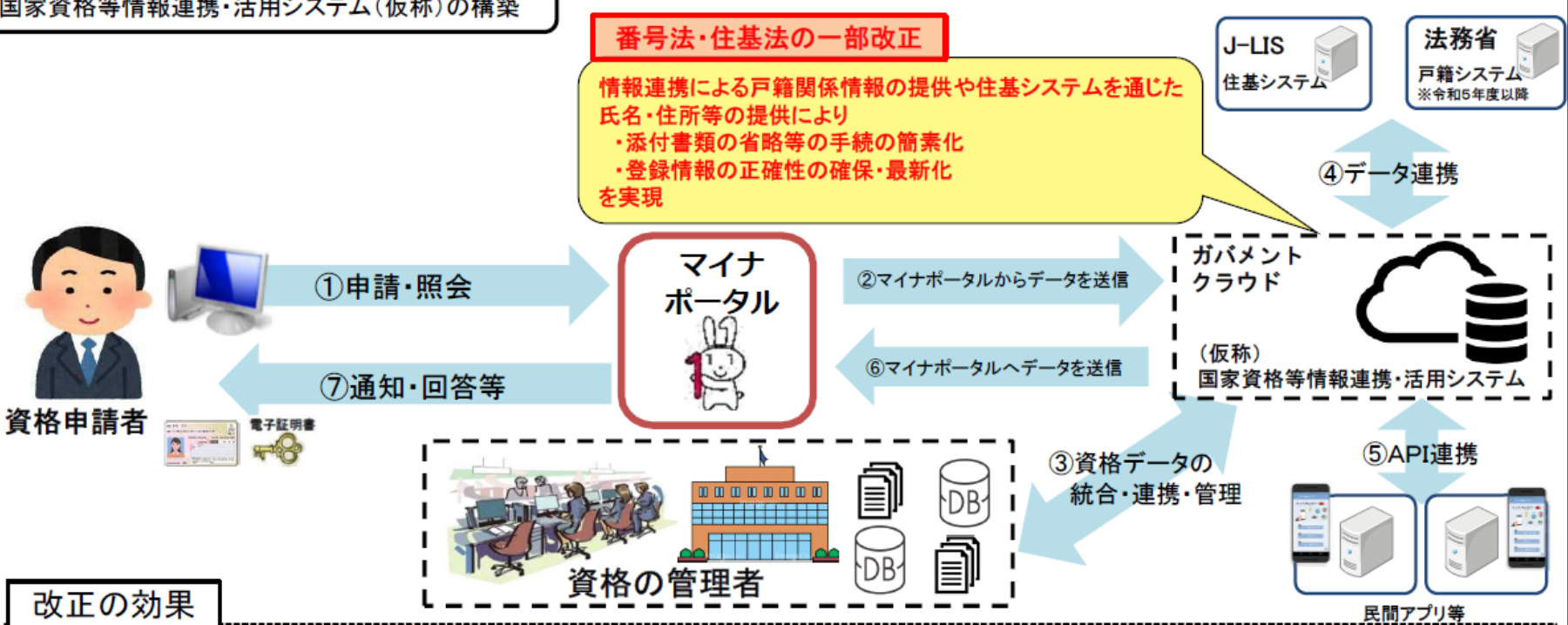
Original content from this work may be used under the terms of the [Creative Commons Attribution 3.0 licence](#). Any further distribution of this work must maintain attribution to the author(s) and the title of the work, journal citation and DOI.

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日 29

海自全女性隊員2700人の個人情報持ち出し 隊員を停職5日

海上自衛隊は15日、すべての女性隊員約2700人分の個人情報を持ち出したなどとして、補給本部（東京）に所属する2等海曹の40代男性隊員を停職5日の懲戒処分にしたと発表した。個人情報の外部への流出は現時点で確認されていないとしている。

発表によると、2等海曹は2016年に勤務していた職場のパソコンから共有サーバーにアクセスし、職務に必要なのに女性隊員たちの生年月日や経歴、家族構成といった個人情報をダウンロード。補給本部へ異動後、かつての職場の同僚に依頼してその情報を添付したメールを自身に送らせた。持ち出した個人情報の内容を女性隊員との会話で話題にし、私的に利用していたという。

この女性隊員が家族構成などを伝えていないのに2等海曹が知っていたのを不審に思い、事実が発覚した。持ち出されたのは、15年ごろに在籍していた海自の全女性隊員の情報だという。同僚は内容を知らずにメールを送ったと説明しており、懲戒処分の対象にはならなかった。2等海曹は「知人隊員の所属などを調べるのに使い道があると考えた」と話しているという。

【松浦吉剛】

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（現行法）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることに鑑み、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関非識別加工情報の提供に関する事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（安全確保の措置）

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（略）

（従事者の義務）

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

罰則

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の第十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。